

管理 No.	P008
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:教育総務部 教育総務課
(就学係/内線:4118)

根拠区分	法律 ・ 条例	
許認可等の名称	小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成の交付決定	
処分権者	奈良市教育委員会事務局	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	地方自治法 (昭和22年4月17日法律第67号)
	根拠規定条項	第232条第2項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	奈良市立小・中学校遠距離通学児童・生徒通学費助成金交付要綱 (昭和63年3月31日告示第84号)
	基準規定条項	第2条
	審査基準	第2条 この要綱により助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者の保護者とする。 (1) 奈良市立小学校に通学する児童のうち、通学距離が片道2キロメートル以上で、交通機関を定期的に利用している者（以下「児童」という。） (2) 奈良市立中学校に通学する生徒のうち、通学距離が片道4キロメートル以上の者（以下「生徒」という。） (3) 本来の指定校以外の学校に就学している児童又は生徒で、次のいずれかに該当する者 ア 通学路の安全や自治会組織が分断される等地理的な条件を考慮して指定学校の変更の許可を得ている者で、本来の指定学校に就学する場合であつても前2号のいずれかに該当するもの イ 奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）別表に掲げる奈良市立小・中学校通学区域検討委員会において小中一貫教育校（計画校を含む。）への通学が認められた者で、前2号のいずれかに該当するもの 2 前項の規定にかかわらず、他の制度に基づき通学費の助成を受けている者の保護者には、助成金を交付しない
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成28年3月1日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>【地方自治法】</p> <p>第232条の2</p> <p>(寄附又は補助)</p> <p>普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p>